

釧路市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、釧路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条別表第1（1）アに規定する事業に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（用語の意義及び字句の意味）

第2条 この要綱で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び釧路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。

- (1) 第1号事業者 介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。
- (2) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (3) 第1号事業費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定める基準により算出した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額）をいう。
- (4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。
- (5) 訪問型サービス（訪問介護相当） 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に係る基準により実施されるものをいう。
- (6) 訪問型サービスA 第1号訪問事業のうち、第3章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (8) 指定第1号事業 第1号事業者のうち法第115条の45の3第1項に規定する指定を受けたものをいう。

（事業の一般原則）

第3条 訪問型サービス（訪問介護相当）及び訪問型サービスA事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）及び訪問型サービスA事業者は、第1号事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、地域包括支援センター、他の指定事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努めなければならない。
- 3 訪問型サービス（訪問介護相当）及び訪問型サービスA事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 訪問型サービス（訪問介護相当）及び訪問型サービスA事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）及び訪問型サービスAを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 訪問型サービス（訪問介護相当）

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 指定第1号事業に該当する訪問型サービス（訪問介護相当）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者が訪問型サービス（訪問介護相当）事業を行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は訪問型サービス（訪問介護相当）事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（訪問型サービス（訪問介護相当）事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス（訪問介護相当）の事業と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問型サービス（訪問介護相当）、指定訪問介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、当該月の前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問型サービス（訪問介護相当）に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1以上配置している訪問型サービス（訪問介護相当）事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該訪問型サービス（訪問介護相当）事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。
- 6 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者が指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービス（訪問介護相当）の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第6条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 訪問型サービス(訪問介護相当)事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービス(訪問介護相当)の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 訪問型サービス(訪問介護相当)事業者が指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービス(訪問介護相当)の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 訪問型サービス(訪問介護相当)事業者は、訪問型サービス(訪問介護相当)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する運営規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問型サービス(訪問介護相当)事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該訪問型サービス(訪問介護相当)事業者は当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問型サービス(訪問介護相当)事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問型サービス(訪問介護相当)事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、訪問型サービス(訪問介護相当)事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第47条において同じ)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、訪問型サービス(訪問介護相当)事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問型サービス(訪問介護相当)事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問型サービス(訪問介護相当)事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問型サービス(訪問介護相当)事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者

又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、正当な理由なく訪問型サービス（訪問介護相当）の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービス（訪問介護相当）を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者又は第1号介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の訪問型サービス（訪問介護相当）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービス（訪問介護相当）を提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、介護予防支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）を提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供の終了に際しては、

利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費を受けるための援助)

第15条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画書の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第16条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービス（訪問介護相当）を提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助)

第17条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第19条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）を提供した際には、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供日及び内容、訪問型サービス（訪問介護相当）について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）を提供した際には、提供した具体的な訪問型サービス（訪問介護相当）の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービス（訪問介護相当）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービス（訪問介護相当）に係る第1号事業費用基準額から当該訪問型サービス（訪問介護相当）事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービス（訪問介護相当）を提供した際にその利用者から支払を受ける額と、訪問型サービス（訪問介護相当）に係る第1号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービス（訪問介護相当）を行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを当該利用者から受けることができる。

4 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前項の交通費について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 訪問型サービス(訪問介護相当)事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービス(訪問介護相当)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した訪問型サービス(訪問介護相当)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 訪問型サービス(訪問介護相当)事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービス(訪問介護相当)の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 訪問型サービス(訪問介護相当)事業者は、訪問型サービス(訪問介護相当)を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問型サービス(訪問介護相当)の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって訪問型サービス(訪問介護相当)の提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に訪問型サービス(訪問介護相当)の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 訪問型サービス(訪問介護相当)事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 訪問型サービス(訪問介護相当)の利用の申込に係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化や訪問型サービス(訪問介護相当)に関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
 - (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (8) その他訪問型サービス(訪問介護相当)の内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 訪問型サービス(訪問介護相当)事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービス（訪問介護相当）の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待防止のための措置に関する事項
- (8) 個人情報の管理の方法
- (9) 苦情への対応方法
- (10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第27条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービス（訪問介護相当）を提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって訪問型サービス（訪問介護相当）を提供しなければならない。
- 3 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、適切な訪問型サービス（訪問介護相当）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第27条の2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する訪問型サービス（訪問介護相当）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第28条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第29条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、事業所の見やすい場所に、第26条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の訪問型サービス（訪問介護相当）の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ得ておかなければならない。

(広告)

第31条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者による訪問型サービス（訪問介護相当）を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応等)

第33条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、提供した訪問型サービス（訪問介護相当）に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、提供した訪問型サービス（訪問介護相当）に関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、提供した訪問型サービス（訪問介護相当）に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助

言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第34条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービス（訪問介護相当）に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型サービス（訪問介護相当）を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービス（訪問介護相当）の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第35条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、利用者に対する訪問型サービス（訪問介護相当）の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、利用者に対する訪問型サービス（訪問介護相当）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第35条の2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第36条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービス（訪問介護相当）の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第37条 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、利用者に対する訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に関する次の号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 訪問型サービス（訪問介護相当）計画
 - (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的な訪問型サービス（訪問介護相当）の内容等の記録
 - (3) 第39条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第23条に規定する市への通知に係る記録

- (5) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サービス（訪問介護相当）の基本取扱方針)

第38条 訪問型サービス（訪問介護相当）は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、自らその提供する訪問型サービス（訪問介護相当）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たらなければならない。
- 4 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に努めなければならない。
- 5 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービス（訪問介護相当）の具体的取扱い方針)

第39条 訪問型サービス（訪問介護相当）の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービス（訪問介護相当）の目標、当該目標を達成するための訪問型サービス（訪問介護相当）の具体的な内容、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供を行う期間等を記載した計画書（以下「訪問型サービス（訪問介護相当）計画書」という。）を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービス（訪問介護相当）計画書は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画書の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービス（訪問介護相当）計画書の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型サービス（訪問介護相当）計画書を作成した際には、当該計画書を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たっては、訪問型サービス（訪問介護相当）計画書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 全号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をも

って訪問型サービス（訪問介護相当）の提供を行うものとする。

- (11) サービス提供責任者は、訪問型サービス（訪問介護相当）計画書に基づく訪問型サービス（訪問介護相当）の提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、訪問型サービス（訪問介護相当）計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する訪問型サービス（訪問介護相当）の提供の状況等について、当該訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、訪問型サービス（訪問介護相当）計画書に記載した訪問型サービス（訪問介護相当）の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス（訪問介護相当）計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス（訪問介護相当）計画の変更を行うものとする。
- (14) 第2号から第5号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス（訪問介護相当）計画書の変更について準用する。

（訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たっての留意点）

第40条 訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問型サービス（訪問介護相当）の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な訪問型サービス（訪問介護相当）の提供に努めること。
- (2) 訪問型サービス（訪問介護相当）事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

（基本方針）

第41条 指定第1号事業に該当する訪問型サービスA（以下「訪問型サービスA」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、洗濯等の生活援助を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第42条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの事業を行う事業所（以下「事業所」という。）ごとにおくべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市が指定する研修の修了者をいう。以下同じ。）の員数は、1人以上かつ当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 訪問型サービスA事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者又は訪問型サービス（訪問介護相当）の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービスAの事業と訪問型サービス（訪問介護相当）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービスA及び指定訪問介護の利用者又は

訪問型サービスA及び訪問型サービス（訪問介護相当）の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ、1人以上かつ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項の訪問事業責任者は介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修修了者であって、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 5 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は訪問型サービス（訪問介護相当）の指定を併せて受け、かつ訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、指定居宅サービス等基準第5条に規定する人員を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第43条 訪問型サービスA事業者は、事業所ごとにその職務に従事する管理者を1人以上置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第44条 訪問型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は訪問型サービス（訪問介護相当）事業者の指定を併せて受け、かつ訪問型サービスA事業と指定訪問介護事業又は訪問型サービス（訪問介護相当）の事業とが同一の事業所において定期的に運営されている場合においては、指定居宅サービス等基準第7条に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（記録の整備）

第45条 訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 訪問型サービスA計画
 - (2) 第46条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第46条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第46条において準用する第39条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 第46条において準用する第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 第46条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第46条 第8条から第36条まで及び第38条から第40条までの規定は、訪問型サービスAの事業について準用する。この場合において、第24条、第25条、第27条から第29条まで及び第35条の2中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第47条 訪問型サービス（訪問介護相当）及び訪問型サービスA事業者並びに訪問型サービス（訪問介護相当）及び訪問型サービスAの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条第1項（第46条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 訪問型サービス（訪問介護相当）及び訪問型サービスA事業者並びに訪問型サービス（訪問介護相当）及び訪問型サービスAの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの期間においては、次の表の左欄の字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|------------|--|
| 指定訪問介護事業者 | 指定訪問介護事業者及び指定介護予防訪問介護事業者（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護事業者をいう。） |
| 指定訪問介護の事業 | 指定訪問介護の事業及び指定介護予防訪問介護の事業 |
| 指定訪問介護の利用者 | 指定訪問介護の利用者及び指定介護予防訪問介護の利用者 |

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この要綱の施行日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の釧路市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「新要綱」という。）第3条第3項及び第35条の2（新要綱第46条において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新要綱第26条（新要綱第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第26条の規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新要綱第27条の2（新要綱第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第27条の2の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うも

のとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新要綱第28条第3項（新要綱第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第29条第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。